

令和元年度 第47回原子力規制委員会

1. 日時 令和元年12月11日(水) 10:30~12:00

2. 場所 原子力規制委員会 会議室A

3. 議題

(1) 関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉、美浜発電所3号炉、大飯発電所3号炉及び4号炉、四国電力株式会社伊方発電所3号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて(案)

—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—

(説明者)	山口 道夫	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 安全管理調査官
	田口 達也	原子力規制部審査グループ 安全規制管理官(実用炉審査担当)
	鈴木 征治郎	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 主任安全審査官

(2) 関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について(案)

—緊急時対策所設置等—

(説明者)	山口 道夫	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 安全管理調査官
	田口 達也	原子力規制部審査グループ 安全規制管理官(実用炉審査担当)
	鈴木 征治郎	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 主任安全審査官

(3) 関西電力株式会社大飯発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の認可について(案)

(説明者)	藤森 昭裕	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 安全管理調査官
	田口 達也	原子力規制部審査グループ 安全規制管理官(実用炉審査担当)
	塚部 暉之	原子力規制部審査グループ実用炉審査部門 管理官補佐

(4) 関西電力株式会社美浜発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可について（案）

（説明者） 藤森 昭裕 原子力規制部審査グループ実用炉審査部門

安全管理調査官

田口 達也 原子力規制部審査グループ

安全規制管理官（実用炉審査担当）

塙部 暉之 原子力規制部審査グループ実用炉審査部門

管理官補佐

(5) 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集に寄せられた意見に対する考え方の修正について

（説明者） 宮本 久 長官官房放射線防護グループ

安全規制管理官（放射線規制担当）

宮脇 豊 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

安全管理調査官

大慈弥 麻里亞 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

管理官補佐（制度担当）

(6) 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等案の整備に関する被規制者からの公開の意見聴取（第1回）の実施について

（説明者） 宮本 久 長官官房放射線防護グループ

安全規制管理官（放射線規制担当）

鶴園 孝夫 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

安全管理調査官（放射線安全担当）

宮脇 豊 長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

安全管理調査官（放射線安全担当）

(7) 新たな検査制度（原子力規制検査）の経過措置による使用前検査の運用について

（説明者） 杉本 孝信 原子力規制部検査グループ

安全規制管理官（専門検査担当）

高須 洋司 原子力規制部検査グループ専門検査部門

統括監視指導官

嶋崎 昭夫 原子力規制部検査グループ専門検査部門

管理官補佐（統括担当）

(8) 令和元年度第2四半期における専決処理について

（説明者） 児嶋 洋平 長官官房総務課長

配付資料一覧

- 資料 1 関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉、美浜発電所 3 号炉、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉、四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉並びに玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—
- 資料 1-1 関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—
- 資料 1-2 関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—
- 資料 1-3 関西電力株式会社大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—
- 資料 1-4 四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—
- 資料 1-5 九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—
- 資料 1-6 九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）
—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更—
- 資料 2 関西電力株式会社大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）
—緊急時対策所設置等—
- 資料 3 関西電力株式会社大飯発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置計画の認可について（案）

- 資料 4 関西電力株式会社美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置計画の変更認可について（案）
- 資料 5 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集に寄せられた意見に対する考え方の修正について
- 資料 6-1 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等案の整備に関する被規制者からの公開の意見聴取（第 1 回）の実施について
- 資料 6-2 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴取（第 1 回）用資料案】
- 資料 6-3 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第 1 回）用資料案】
- 資料 7 新たな検査制度（原子力規制検査）の経過措置による使用前検査の運用について
- 資料 8-1 令和元年度第 2 四半期における専決処理について（概要）
- 資料 8-2 令和元年度第 2 四半期における専決処理について
原子力施設等におけるトピックス（令和元年 1 月 2 日～1 月 8 日）

新たな検査制度（原子力規制検査）の経過措置による 使用前検査の運用について

令和元年12月11日
原 子 力 規 制 庁

1. 経緯・目的

新検査制度では、現行の使用前検査に代わり、事業者自らが使用前事業者検査を行い、原子力規制委員会は、施設の専門的な知識を有する検査官によるチーム検査でその結果等を確認（使用前確認）することとなる。ただし、新検査制度の施行の際（令和2年4月1日）現に工事に着手されている施設については、経過措置により、現行の使用前検査を実施する。

第33回原子力規制委員会（令和元年10月2日）において、「新たな検査制度の運用に向けた試運用の状況」について報告した際、「チーム検査を本格的に試運用するに当たり、従来の検査と新しい検査の両方の業務を行う上で、スムーズに新検査制度に移行できるよう、何らかの工夫を提案すること」との指示があった。

（参考資料1、2参照）

本資料では、使用前検査と新たな制度下での検査・確認を並行して的確に運用するため、検査の見通しと対応策について整理した。

2. 使用前検査の今後の見通し

新検査制度が施行される令和2年4月1日以降も、経過措置により使用前検査を実施する施設は、現時点では高浜1・2号機、美浜3号機及び東海第二の本体工事並びに川内1・2号機及び高浜3・4号機等の特定重大事故等対処施設が予定されている。

これらについては、令和2年中に設置期限を迎える特定重大事故等対処施設を中心に、使用前検査の業務量が増大することが想定される。

（添付資料1参照）

3. 使用前検査の効率的な運用の方針

現在、新検査制度に関する検査官の習熟をより深めるため、試運用（フェーズ3）を進めているところであるが、使用前検査の検査量は当面減少することはなく、新検査制度を円滑に運用することと、使用前検査を確実に実施することを両立するため、使用前検査について、検査の実効性を確保するとともに、新検査制度で予定している検査の運用方法を一部取り入れる。

このため、これまでの使用前検査の進め方^(注)に加えて、以下のとおり使用前検査を運用することとしたい。

①運用の見直し

- 使用前検査に当たっては、実質的な安全上の意義などを勘案して、実効性を確保しつつ、設備ごとに設定している立会いの頻度などを見直す。
- 検査実施要領書が包括的・標準的な要領書となるよう記述内容を見直した上で、フリーアクセスを活用して、検査の質を低下させることなく、要領書制定に係る作業時間の低減を図る。
- 検査成績書の作成に当たって、検査範囲、検査内容、検査結果などを精査した上で、事業者の記録を転記していた運用を改め、当該記録を必要な範囲で引用することなどにより、成績書作成時間の低減を図る。

②人的資源の確保

- 検査が集中する時期に必要な人的資源を確保するため、原子力施設検査官資格を有し、審査又は検査を通じて十分な知識・力量を有する職員を有効に活用できる態勢を整備する。

以 上

(注) 新規制基準適合に係る使用前検査については、平成27年3月11日の第62回原子力規制委員会において、以下が確認されている。(添付資料2参照)

- ・ 対象設備が工事計画に従っていること及び技術基準に適合していることを示すことは事業者の役割。使用前検査に当たっては、安全機能を有する主要な設備に対してより多くの規制資源を投入することが合理的。
- ・ 安全機能を有する主要な設備（工事計画の要目表に記載された設備）については、設備の構造、機能、性能等に係る検査を実施する。本検査については、立会と記録確認の程度を設備の重要度に応じて原子力規制庁が定める実用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領に従い立会又は記録確認により実施する。

新規制基準適合性に係る使用前検査の予定(工事計画認可済みの実用炉)

申請者	対象発電炉	炉型	設置変更許可処分日	工事計画認可処分日	使用前検査申請日	令和2年												令和3年												
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
関西電力	美浜発電所3号炉	PWR	平成28年10月5日	平成28年10月26日	平成29年12月15日														令和2年9月検査終了予定											
	高浜発電所1号炉	PWR	平成28年4月20日	平成28年6月10日	平成28年10月7日														令和2年7月検査終了予定											
日本原子力発電	高浜発電所2号炉	PWR	平成28年4月20日	平成28年6月10日	平成28年10月7日														令和3年3月検査終了予定											
	東海第二発電所	BWR	平成30年9月26日	平成30年10月18日	未申請														工事計画では令和2年12月工事終了予定											

特定重大事故対処施設に係る使用前検査の予定(工事計画認可(一部分割申請)済みの実用炉)

申請者	対象発電炉	炉型	設置変更許可処分日	工事計画認可処分日	使用前検査申請日	令和2年												令和3年												
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
九州電力	川内原子力発電所1号炉	PWR	平成29年4月5日	平成30年5月15日 第1回:平成30年7月26日 第2回:平成30年7月26日 第3回:平成31年2月18日	平成30年6月29日 △(設置期限:令和2年3月17日)														令和2年12月検査終了予定 (令和2年3月16日～令和2年12月26日の間、運転停止する計画)											
	川内原子力発電所2号炉	PWR	平成29年4月5日	平成30年8月10日 第1回:平成30年8月31日 第2回:平成30年8月31日 第3回:平成31年4月12日	平成30年9月4日 △(設置期限:令和2年5月21日)														令和3年1月検査終了予定 (令和2年5月20日～令和3年1月26日の間、運転停止する計画)											
関西電力	高浜発電所3号炉	PWR	平成28年9月21日	令和元年8月7日	令和元年8月13日													令和2年8月検査終了予定 △(設置期限:令和2年8月3日)												
	高浜発電所4号炉	PWR	平成28年9月21日	令和元年8月7日	令和元年8月13日													令和2年10月検査終了予定 △(設置期限:令和2年8月3日)												
四国電力	伊方発電所3号炉	PWR	平成29年10月4日	第1回:平成31年3月25日 第2回:令和元年9月13日 第3回:令和元年10月10日 第4回:審査中	令和元年7月26日													令和3年3月検査終了予定 △(設置期限:令和3年3月22日)												
	高浜発電所1号炉	PWR	平成30年3月7日	第1回:平成31年4月25日 第2回:令和元年9月13日 第3回:令和元年10月24日 第4回:審査中	令和元年7月9日													令和3年6月検査終了予定 △(設置期限:令和3年6月9日)												
九州電力	玄海原子力発電所3号炉	PWR	平成31年4月3日	第1回:令和元年11月28日 第2回:審査中 第3回:未申請	未申請												令和3年6月検査終了予定 △(設置期限:令和3年6月9日)													
	玄海原子力発電所4号炉	PWR	平成31年4月3日	第1回:令和元年11月28日 第2回:審査中 第3回:未申請	未申請												工事計画では令和4年9月工事終了予定 (設置期限:令和4年9月24日)													

(注)表中の検査終了予定期間にについては、現時点での使用前検査申請書に記載の「施設の使用の開始の予定期間」。

添付資料2

平成26年度第62回原子力規制委員会（平成27年3月11日）
資料抜粋

資料1

実用発電用原子炉施設に係る工事計画認可後の使用前検査の進め方について

平成27年3月11日
原子力規制庁

1. 背景

工事計画が認可又は届出（以下「認可等」という。）されたプラントについては、事業者からの使用前検査申請に基づき使用前検査を実施することとなる。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、使用前検査において設計及び工事における品質管理の方法等に関する確認を行うことが追加され、これまでの設備に対する検査のみではなく、事業者の品質管理活動の適切性についても確認することとなった。

また、平成26年5月2日第6回原子力規制委員会において、以下の考え方が確認されている。

- 対象設備が工事計画に従っていること及び技術基準に適合していることを示すことは事業者の役割。使用前検査にあたっては、安全機能を有する主要な設備に対してより多くの規制資源を投入することが合理的。
- したがって、安全機能を有する主要な設備については、これまでの実績を踏まえた適切な手法で検査を実施する一方、それ以外の設備については、使用前検査において、事業者において認可された工事計画に従って工事が行われたことを記録により包括的に確認するとともに、抜き取りにより現物を確認する等の手法を用いる。

以上を踏まえ、今後認可等される実用発電用原子炉施設に係る使用前検査については、新規制基準施行前に工事が完了した設備及び新規制基準施行後も認可等の手続を経ずに継続可能とした工事を含め、次のとおり進めることとする。

2. 使用前検査の方法

（1）品質管理の方法等に関する使用前検査

対象設備について、事業者の品質管理のもとで工事・検査に係る保安活動が適切に実施されているか、共通事項を確認する。

具体的には、工事計画に記載された品質管理の方法等のうち工事・検査に係る共通事項について、品質保証実施組織、保安活動の計画、実施、評価、改善の各項目に対して監査的な手法により、工事計画に従って行われていることを設備横断的に確認する。

なお、事業者の品質管理の実施状況については、保安検査、定期安全管理審査においても同様に確認していることから、重複を避け、使用前検査対象範囲の工事・検査に係る品質管理の状況に重点をおいて確認する。

また、同発電所で別号機の申請があった場合等においては、重複を避け、既に確認した号機の品質管理の方法等と異なる点に重点をおいて確認する。

(2) 安全機能を有する主要な設備の使用前検査

安全機能を有する主要な設備（工事計画の要目表^{*1}に記載された設備）については、設備の構造、機能、性能等に係る検査を実施する。

本検査については、立会と記録確認の程度を設備の重要度に応じて原子力規制庁が定める実用発電用原子炉施設に係る使用前検査に関する運用要領（以下「運用要領」という。）に従い立会又は記録確認により実施する。

立会の程度については、(1) の検査により、事業者が行った適合性確認の実施の適切性について横断的な確認も行うことを踏まえ、実効的な検査となるよう立会の程度を全体的に見直すとともに、記録確認の方法については、事業者が確認した結果を確認する^{*2}こととして、運用要領を改正する。

※1 工事計画において主要な設備の名称、種類、個数、材料、寸法、機能・性能の仕様等を一覧表として記載したもの。

※2 例えば、事業者の記録に含まれる材料証明書等の詳細な内容の確認は事業者が行い、原子力規制庁は事業者が確認した結果を確認する。

(3) 安全機能を有する主要な設備以外の設備^{*3}の使用前検査

安全機能を有する主要な設備以外の設備については、工事計画の基本設計方針^{*4}に記載された事項について、事業者が行った適合性確認の適切性について、設備ごとに事業者の記録等により確認するとともに、事業者の記録と現物の状態の整合性を抜取りにより確認する。

具体的な確認方法については、設備ごとに適宜類型化した単位で、使用前検査実施要領書を策定する。

※3 工事計画で要目表の記載が要求されない、基本設計方針のみが記載される設備をいう。

※4 設備に対して設計上求める機能を記載したもの。

3. 合否の判断

使用前検査において、工事計画に従って行われていないこと又は技術基準に適合していないことを確認した場合は、不合格とする等の対応を行う。

また、抜取り確認により技術基準への不適合が認められる場合には、同様の工事計画の下に工事が行われた箇所全体を不合格とする等の対応を行う。

なお、使用前検査合格後に、技術基準に違反することが判明した場合には、違反の内容及び程度、施設の状況等を踏まえつつ、法第43条の3の23第1項に基づく実用発電用原子炉施設の使用の停止等、保安のために必要な措置を命ずること等により対処する。

以上

参考 1

令和元年度原子力規制委員会
第33回会議議事録

令和元年10月2日（水）

抜粋

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第33回会議

令和元年10月2日

10:30～12:10

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題1：ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等の改正及び改正案に対する意見募集の結果について

議題2：実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について
－重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等－

議題3：新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち政令関係）に対する意見募集の結果について

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた関係政令の制定について（案）

議題4：新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の準備（第一段階のうち規則及び実施要領関係）に対する追加の意見募集の実施について

議題5：新たな検査制度の運用に向けた試運用の状況について

議題6：発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チームの設置について

というのは、現行の溶接安管審に対して手数料をもう既に払っているけれども、ところが、それは審査がされないままに、今度、移行してしまったと。そうしたら、これは、要するに、お金を返すということに相当するのかな。そう理解していいですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

古金谷でございます。

結果的には返納と同じような効果と考えております。原子力規制検査で毎年基本検査をやって、一定の額を各事業者から徴収いたしますので、全く着手していないということで行政コストがかかっていない部分は、やはり原子力規制検査の方に充当して、その分を控除した形に。

○更田委員長

原子力規制検査に移行といったところで、移行したときには、今度は溶接安管審が持っていた機能というのは、事業者検査に持たせて、それを確認するわけだから、そういった意味では、これを返す代わりに原子力規制検査でもらうものから控除する形で、だから、意味としては、その分を返すというのと同じ意味ですよね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

おっしゃるとおりでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

それでは、事務局の修正案を了承して、追加の意見募集を行うということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、その旨、手続をとってください。

議題の5つ目ですけれども、5つ目は、「新たな検査制度の運用に向けた試運用の状況について」。

これも古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

では、資料5に基づきまして御説明します。

新検査制度、来年の4月からスタートさせるということで、現在、試運用を行っております。試運用は、これまで、昨年の10月からフェーズ1を半年、それから、フェーズ2、今年度前期ということで半年やってきました。

ですから、その実施状況について御報告をさせていただくとともに、そこで分かった課題をフェーズ3の方でどのような形で解決していくか、残された課題というものがどういうものがあるかということについて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、経緯のところは、今御紹介したような話でございますけれども、2. のところに

ございますけれども、フェーズ2を今年の4月から9月末まで行いまして、これは検査官の習熟というものを主目的としたフェーズ1に加えて、原子力規制事務所では基本的には全ての検査を行うというようなことを行って、その中の課題の抽出ということを行ってきました。

また、検査で発見された気付き、あるいは過去の保安規定違反等の事例をスクリーニングする、あるいはSDP(安全重要度評価)での重要度の評価をするというようなことも行っておりまして、総合的な評定というのも、この9月末までの検査結果を踏まえて、この10月に入ってからということになりますけれども、やっていきたいと考えております。

フェーズ2での狙いとして、検査官の習熟というところについては、着実に習熟度は上がっているかと考えておりますけれども、一方で、やはり気付き事項あるいは指摘事項というものが余り出てこなかつたと、出てきていないというところもありますので、気付き事項をどういった形でスクリーニングして、安全重要度評価をしていくかというところについては、まだ経験が足りないのかなということで、それぞれの検査官によっての理解に違いがあつたり、判断に違いがあるということがありますので、その辺については、やはりある程度の相場観というものを醸成していかなければいけないと考えております。

それから、やはりフェーズ2でも、チーム検査あるいは原子力規制事務所の検査官が現場のスタッフの方々にいろいろ質問するというところで、少し受け手の事業者の方で作業に支障を来すような感じがあったというようなところもございましたので、その辺については、引き続き現場レベルで、どういった形でコミュニケーションを図ればいいのかというところを事業者とともに考えていきたいと考えております。

それから、安全重要度評価につきましては、フェーズ2では主に実用炉の方のSDP、安全重要度評価を行っておりましたけれども、今後、核燃料施設等についても、過去の事例等を用いてSDP評価をやっていきたいと思っております。これは、アメリカのROP(原子炉監督プロセス)でも核燃料施設等というものは対象外ということでやっていますので、これは我々としても一つ大きな課題と考えております。

こういった課題がある中で、フェーズ3というものをどういった形で進めるかというところが3. のところに書いてございます。

フェーズ2の課題に対応しつつ、フェーズ3では、①、②のところに書いておりますけれども、まず、原子力規制事務所で行う日常検査については、ほぼ同じようなボリューム感でフェーズ3をやっていきたいと考えておりますけれども、その中で、更に習熟を積んでいきたいと考えております。

それから、原子力規制庁本庁の専門検査官が中心で行うチーム検査につきまして、これはフェーズ2ではモデルプラントの大飯発電所と柏崎刈羽原子力発電所のみで行っておりましたけれども、これをできるだけ多くの施設で多くのチーム検査をやっていきたいと考えておりますので、非常にこれもまたチャレンジングだと私は思っておりますけれども、既存の使用前検査等々が残る施設がございますので、そういうもののとの両立をどう図つ

ていくかというものが課題としてありますので、フェーズ3の中で、どういった体制で本格運用を迎えるかというところは考えていきたいと思っております。

それから、先ほどフェーズ2で、今後、総合的な評定を行うという話をしましたけれども、これにつきましても今後拡充をしていきたいと思います。

それから、あと、制度運用時に行いますさまざまな事業者との会議、四半期ごとの締めくくり会議、それから、安全重要度評価で白以上のものについては、SERP（安全重要度・対応措置評価会合）あるいは事業者との意見交換の場というものをやっていきますので、そういうしたものについても模擬できればなと考えております。

それから、⑤のところでございますけれども、これは検査結果を地元のいろいろな地域住民等々に説明するというような場を作っていくたいと考えておりますので、こういった点、地元の自治体の方と相談をしながら試運用でやっていきたいなと考えております。

フェーズ3の方はそういう形で進めていって、最終的にはガイド類等々も改正して、来年4月1日を迎えることを考えております。

説明の方は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

報告ありがとうございます。

昨年の秋、10月から新たな検査制度の試運用を始めていただいたわけですけれども、昨年の夏頃の原子力規制委員会で更田委員長から御意見をいただきて、現場の日常検査、いわゆる従来の検査と新しい検査の両方に現場の検査官は携わらないといけないので、業務のありようを考えなさいという御指示がありまして、できるだけ日常の従来の検査を新検査制度に寄せるという工夫を原子力規制庁の方でしていただいて、ちょうど1年になりますけれども、1年間かなり順調に試運用が進んできたかなと思います。

フェーズ3になりますと、今度は専門検査、いわゆるチーム検査が本格的に試運用の中で試みられるということと、当然、従来でも原子力規制庁本庁のチームが現場に赴いて検査をするという、これは両方の業務をしないといけないという大変なことになろうかと思うのですが、ここをやはり原子力規制庁本庁の職員がスムーズに新検査制度に移行できるように、チーム検査についても何らかの工夫を御提案いただきて、原子力規制委員会で少し議論をしていただければと思うのですが、原子力規制庁の方はいかがでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

先ほど私の方からも御説明しましたけれども、これはフェーズ3でかなりチーム検査も業務量が増えると思いますので、現行の使用前検査あるいは施設定期検査等と両立させていくと。本格運用後も使用前検査で、「なお従前」という形で特定施設等々は従来の使用

前検査等を行う可能性が十分ありますので、そういった点、どういった形で業務的に実現できるかというところについては、少し考えていきたいと思いますし、原子力規制委員会の方にも御報告して、こういう形でということを御相談したいと思います。ありがとうございます。

○山中委員

よろしくお願ひいたします。

○更田委員長

ほかにありますか。

どうぞ。

○田中委員

核燃料施設等についての話もあったのですけれども、グレーデッドアプローチ的な考え方を具体的に考えて対応しつつあることは理解いたしましたが、アメリカでは核燃料施設等のROPというのではないというか、例が余り参考にならないかと思うのですね、例がないから。先ほども事務局から話がありました、今後、フェーズ3においても、どんな課題があるのか、どんなチャレンジがあるかということを十分理解されているみたいですので、しっかりと対応していっていただきたいと思います。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

核燃料施設等につきましても、やはりフェーズ3でしっかりとやっていく必要があると思っております。これは検査の実務もそうですけれども、安全重要度評価のところも含めてしっかりと対応していきたいと思います。ありがとうございます。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

資料5の1ページ目の真ん中辺にフェーズ3の重点的に取り組む課題が3つ書いてあるのですけれども、①で「気付き事項のスクリーニングに対する相場感の醸成」という言葉があるので、厳格なこういう新検査制度の検査を実施していくことであるのに「相場観の醸成」という言葉は余りなじまないのではないかという感じがするのですがね。

つまり、ある意味、これはスクリーニングの評価の目安を議論して決めるということであるべきだと私は思うのですよね。何となく相場が醸成されていくというようなものであってはならないのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございますけれども、石渡委員の御指摘のとおりでございます。制度を運用するに当たって、やはりしっかりと統一された形で運用していくということが望ましいと思っておりますので、いろいろな事例を積み重ねる中で、こういった場合はこ

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）

（使用前検査）

第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設（その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものと含む。）又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画（同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものと含む。）に従つて行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合すること。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（抄）

（平成二十九年四月十四日法律第十五号）

第三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十三条の三の十一の見出しを「（使用前事業者検査等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第四十三条の三の十一第二項中「検査」の下に「（次項及び第四十三条の三の二十四第一項において「使用前事業者検査」という。）」を加え、「ときは、合格とする」を「ことを確認しなければならない」に改め、同項第一号中「工事の」を「設計及び工事の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならない。ただし、第四十三条の三の九第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（中略）

附則第七条 新原子炉等規制法第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第一項の規定は、施行日以後に工事に着手される施設（輸入される施設にあっては、施行日以後に輸入されるもの）に係る検査について適用し、この法律の施行の際現に工事に着手されている施設（溶接をした施設であって輸入されるものにあってはこの法律の施行の際現に輸入されているものの溶接、輸入される燃料体にあってはこの法律の施行の際現に輸入されているもの）に係る旧原子炉等規制法第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定による検査については、なお従前の例による。

令和元年度 原子力規制委員会 第47回会議

令和元年12月11日

10:30～12:05

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題1：関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉、美浜発電所3号炉、大飯発電所3号炉及び4号炉、四国電力株式会社伊方発電所3号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）

－有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更－

議題2：関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）

－緊急時対策所設置等－

議題3：関西電力株式会社大飯発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の認可について（案）

議題4：関西電力株式会社美浜発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可について（案）

議題5：眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集に寄せられた意見に対する考え方の修正について

議題6：放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等案の整備に関する被規制者からの公開の意見聴取（第1回）の実施について

議題7：新たな検査制度（原子力規制検査）の経過措置による使用前検査の運用について

議題8：令和元年度第2四半期における専決処理について

か、線源にかかわらず。

○宮脇長官官房放射線防護グループ放射線規制部門安全管理調査官（放射線安全担当）

放射線規制部門の宮脇でございます。

こちらは御指摘のように書き足りていないところもあろうかと思いますが、こちらで示させていただいた趣旨は、非破壊検査等を行う使用施設は、いわゆる密封の比較的強い線源を持っているものであって、いわゆる天井が何もないというか、遮蔽上の壁がないようなものにつきましては、スカイシャインの評価を行うべきという観点から、こちらを示させていただいものでございます。

○更田委員長

これはよく議論して考えてください。線源によると思うけれども、例えば、プレハブみたいなところで線源というのは大いにあり得ることだと思いますし、非破壊検査だったら、現場に持つていってというのだってあるだろうけれども、一律にスカイシャインというのを私には無謀に思えるので、この点等も含めてよく議論してもらいたいと思います。まだ仕掛かり中のもので、また虫食いの部分のもので、それについてユーザーというか、実際、被規制者となる人たちと意見聴取するということで、意見聴取を進めること自体については御異存ないのだろうと思いますけれども、よろしいでしょうか。例えば、様式で言うと、通しの8ページから9ページにかけてもそうだけれども、（通しの）8ページで「4. 管理区域にかかる線量」と書いてあって、次に「【確認の視点】」と書かれていて、「【確認の視点】」がまた1. から4. だけれども、頭の文字（数字）が同じではないですか。だから、編集そのものもまだ整っているとは言えないので、十分に議論した上で改めてもらいたいと思います。

意見聴取を行うことについては、了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

それでは、意見聴取を進めてください。

7つ目の議題は、「新たな検査制度（原子力規制検査）の経過措置による使用前検査の運用について」。

説明は専門検査担当の杉本管理官から。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（専門検査担当）

専門検査担当の杉本でございます。

それでは、資料7に基づいて説明させていただきます。

まず、「1. 経緯・目的」ですけれども、来年度から始まる新検査制度（新たな検査制度（原子力規制検査））では、現行の使用前検査に代わって、事業者自らが事業者検査を行って、その結果を原子力規制委員会が使用前確認という形で監視することになります。他方で、改正原子炉等規制法の附則（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の原子炉等規制

法の改正に係る附則)に経過措置が規定されておりまして、施行の際、現に工事に着手されている施設については、現行の使用前検査を実施することになります。このような中で、本年10月2日の原子力規制委員会におきまして、従来の検査と新しい検査の両方の業務を行う上で、スムーズに新検査制度に移行できるよう、何らかの工夫を提案することと、そのような指示を受けたところでございます。そこでこのたび、使用前検査と新検査制度を並行して的確な検査を実施するために、検査の見通しと対応策について整理いたしました。

「2. 使用前検査の今後の見通し」ですけれども、3ページ目の線表を見ながら御説明させていただきます。3ページ目では、来年4月1日の施行以降も現行の使用前検査となる工事の案件を示しております。上の枠が既に新規制基準に適合して工事計画認可を受けた工事について示しておりまして、下の枠は特定重大事故等対処施設、いわゆる「特重施設」に係る工事で、工事計画認可を受けたものでございます。それぞれの黒線は現段階での使用前検査の申請や工事計画に記載された工事期間を示しておりまして、(縦の)点線で示しております来年4月の新検査制度の施行日以降も、特重施設の設置期限を迎える川内原子力発電所1、2号機、高浜発電所3、4号機等の工事を中心に、令和2年中に使用前検査の業務量が増大することが想定されます。

1ページ目の3.に戻っていただきまして、「3. 使用前検査の効率的な運用の方針」ですけれども、現在、新検査制度に関する検査官の習熟をより深めるために、「試運用(フェーズ3)」を進めているところでございますが、使用前検査の検査量は、先ほど御覧いただいたように、当面の間、減少する見込みはないことから、新検査制度の円滑な運用と使用前検査の確実な実施を両立するために、使用前検査について検査の実効性を確保するとともに、新検査制度の運用方法を一部取り入れることにしたいと考えております。これらを達成するために、これまでの使用前検査の進め方、これは2ページ目の下に注書きしておりますけれども、平成27年3月に御確認いただいた方針(平成26年度第62回原子力規制委員会(平成27年3月11日)の資料1)(添付資料2)に加えまして、以下のとおり使用前検査を運用することとしたいと考えております。

まず、(①の)運用の見直しの1つ目のポツ(●)ですけれども、立会いの頻度の見直しについてでございます。これまでの使用前検査では、設備ごとの小さい区分で立会いの程度を設定して検査を実施しておりましたが、小さい区分で検査しますと、同じ系統で同様な配管を検査するといった重複した見方になっているところがございました。そこで、実質的な安全上の意義などを勘案して、施設ごとといった少し大きな範囲で、より的確な箇所を複数選んで立会場所を設定することで実効性を確保しつつ、重要な設備に検査リソースを注力できるようにしたいということでございます。

2つのポツは、検査実施要領書(要領書)の制定の仕方についてです。現在の使用前検査での要領書は、工事の工程ごと、あるいは設備ごとに多数の要領書を作成しております、要領書の作成にかなりの時間が掛かっております。これをこれまで蓄積した検査経験を踏まえて、包括的、標準的な要領書にすることで、要領書の作成時間の低減を図りました

いと考えております。ただ、その際、検査の質を低下させることがないように、事業者から検査に関する情報を収集するときにはフリーアクセスを活用したり、あるいは過去の検査の観点など、検査官の間で共有することもあわせて実施することを考えております。

3つ目のポツは検査成績書（成績書）の作成についてですけれども、検査現場で作成する検査成績書については、検査範囲、検査内容、検査結果などをその場で事業者の記録を精査した上で、これまで数値を転記して成績書を作成しておりましたけれども、この運用を改めて、必要な記録を必要な範囲で引用することなどによって、成績書の記録作成時間の低減を図りたいと考えております。

2ポツ目（2つ目のポツ）、3ポツ目（3つ目のポツ）については、いずれもデスクワークでの業務を低減することで、検査官のリソースを現場確認により多くシフトできるようにしたいと考えているものでございます。

運用面では以上のような対応を考えておりますが、やはり検査集中時に検査官が不足することも十分考えられますので、②の人的資源の確保についてですが、そのような場合でも対応できるように、審査や検査に精通した職員を有効に活用できる態勢を整備していくたいと考えております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。

専門検査部門は、使用前検査、従前のものが残っていて、来年4月1日以降も使用前検査があると。同時に使用前確認だって始まるわけですね、きっと。きっとというか。だから、ここに書かれている線表が作業量全体ではなくて、これと重複して今度は新しい制度の下での使用前確認の仕事もあると。やはり特定重大事故等対処施設に係る使用前検査、それから、今後は使用前確認というものも出てくるだろうけれども、この作業が相当量になるとことと、内容の基本は、少なくとも使用前確認ではなくて使用前検査、残った使用前検査に関しても、使用前確認の制度設計のときの考え方を可能な範囲で取り入れて進めていこうと。検査成績書であるとか、そういったもの。でも、これは裏返すと、使用前検査であっても、事業者責任というものは従来よりも重いのだということをきちんと事業者に認識してもらう必要があるだろうとは思います。

こういった方針でということですけれども、運用について諮られたものですけれども、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長 それでは、使用前検査の運用について、事務局の提案を了承します。ありがとうございました。

8つ目の議題ですけれども、「令和元年度第2四半期における専決処理について」。

説明は児嶋総務課長から。

○児嶋長官官房総務課長